

表2 【課税標準の特例対象施設一覧表】

| 根拠法 (地方税法) | 対象 | 要件等 | 資産 割 | 従 業 者 割 | 関係条文 | | 具体例 |
|----------------|-------------|--|---------|------------------|-----------------|------------------|---|
| | | | | | 地方税 法施行 令 | 地方税 法施行 規則 | |
| 701の41 ①(1) | 協同組合等 | 法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設 | 1/2 | 1/2 | | | 法人税法別表第3に掲げる法人 農業協同組合、漁業組合、消費生活協同組合、信用金庫、労働金庫、商工組合等 |
| 〃 ①(2) | 各種学校等 | 学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設 | 1/2 | 1/2 | | | 経理・コンピュータ専門学校、料理学校、美容・理容学校、洋裁・和裁学校等(学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置するものは非課税) |
| 〃 ①(3) | 公害防止施設 | 事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設 | 3/4 | — | 56の53 | 24の11 | (ア)水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設及び下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設 (イ)大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物の排出抑制に資する施設 (ウ)大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出、飛散する同項に規定する指定物質の排出、飛散の抑制施設 (エ)廃棄物の処理及び清掃 |
| 〃 ①(4) | 公害防止事業用施設 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により許可又は認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害の防止又は資源の有効な利用のための事業の用に供する施設で、事務所以外の施設 | 3/4 | 1/2 | 56の53 の2 | | 次に掲げる事業の用に供する施設のうち事務所以外のもの (ア)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の4第1項若しくは第6項の許可又は第15条の4の2第1項の認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業 (イ)広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業 (ウ)浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業 (エ)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業 |
| 〃 ①(5) | 家畜市場 | 家畜取引法に規定する家畜市場 | 3/4 | — | | | 家畜取引のために開催される市場で、つなぎ場及び売場を設けて定期に又は継続して開催されるもの |
| 〃 ①(6) | 生鮮食品価格安定用施設 | 国又は地方公共団体の補助又は公的金融機関の貸付を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設 | 3/4 | — | 56の54 | 24の12 | 国・地方公共団体の補助又は農林政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の資金若しくは農業近代化資金の貸付を受けて設置される消費地食肉冷蔵施設 |

| | | | | | | | |
|------------|--------------------|---|-----|-----|-------|-------|--|
| ” ①(7) | 醸造業の製造用施設 | みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等以外の施設 | 3/4 | — | 56の56 | | 原料倉庫・包装・びん詰・たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設 (原料処理・仕込・発酵熟成・火入調整・加熱殺菌の各工程に係る施設) |
| ” ①(8) | 木材市場・木材保管施設 | せり売り等の方法により定期的に開設される木材市場又は製材業者、木材加工業者、木材販売業者の用に供する木材保管施設 | 3/4 | — | 56の57 | 24の14 | 市場…木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期に又は継続して開場され、かつ、売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるもの 保管施設…専ら木材の保管の用に供される施設 |
| ” ①(9) | ホテル、旅館用施設 | 旅館業法に規定するホテル・旅館営業用施設で、客室、食堂、広間、ロビー、浴室、厨房、機械室等宿泊にかかる施設(風俗関連営業用施設を除く) | 1/2 | — | 56の60 | 24の19 | 客室、食堂(専ら宿泊客の利用に供する施設に限る)、広間(主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く)、ロビー、浴室、厨房、機械室、玄関、フロント、クローク、配膳室、便所、リネン室、ランドリー室等 ※ただし店舗型性風俗特殊営業に該当するラブホテル等は対象外 |
| ” ①(10) | 港湾施設のうち一定のもの | 港湾法に規定する港湾施設のうち、港務湾通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶役務用施設等 | 1/2 | 1/2 | 56の61 | 24の19 | 港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶のための給水施設、給油施設、給炭施設、船舶修理施設 |
| ” ①(11) | 港湾施設の上屋・倉庫 | 港湾法に規定する港湾施設のうち、上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で臨港地区内に設置されるもの | 3/4 | 1/2 | 56の62 | | 港湾区域内の上屋(荷捌きのための施設)及び倉庫(倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に限る) |
| ” ①(12) | 外国貿易用コンテナ施設 | 外国貿易のための船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばき用施設 | 1/2 | — | | | 前第(11)号に掲げるものを除く コンテナプレートステーション |
| ” ①(13) | 港湾運送事業用上屋 | 港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋 | 1/2 | — | | | 前第(11)号に掲げるものを除く 港湾区域外の上屋 |
| ” ①(14) | 倉庫業者の営業用倉庫 | 倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫 | 3/4 | — | | | 倉庫業法第3条の規定により登録を受けて倉庫業を営む者(倉庫業者)が所有する倉庫 (11)(18)号に掲げるものを除く |
| ” ①(15) | タクシー事業用施設 | タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設 | 1/2 | 1/2 | 56の63 | | 営業所、車庫、点検施設、給油施設、洗車施設、整備工場、資材部品倉庫等事務所以外の施設 |
| ” ①(16) | 公共飛行場設置施設 | 公共の飛行場に設置される施設で格納庫、運航管理施設、航空機整備施設、貨物取扱施設、旅客カウンター、待合室、ロビー等 | 1/2 | 1/2 | 56の64 | 24の20 | 格納庫、運航管理施設、貨物取扱施設、旅客カウンター、チケットロビー、待合室、ロビー、通路、階段、便所等 |
| ” ①(17) | 流通業務地区内の上屋・倉庫 | 流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等 | 1/2 | 1/2 | 56の65 | | トラックターミナル、鉄道の貨物駅、倉庫、上屋、荷捌き場等 |
| ” ①(18) | 流通業務地区内の倉庫業者の営業用倉庫 | 流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫 | 3/4 | 1/2 | | | 流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫 |
| ” ①(19) | 特定信書便の施設 | 民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設 | 1/2 | 1/2 | 56の66 | 24の21 | 信書郵便の引受け及び配達のために供する施設、信書便物の表示、区分、転送、選付及び管理の用に供する施設 |

| | | | | | | | |
|-------------------|-------------------------------|---|------------|------------|----------------------------|--------------------------|--|
| <p>II ②</p> | <p>心身障害者 多数雇用事 業所</p> | <p>障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金等の支給を受けている施設又は設備に係るもの</p> | <p>1/2</p> | <p>—</p> | <p>56の68</p> | <p>24の22</p> | <p>(ア) 障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給に係る施設又は設備に係るものに限る</p> <p>(イ) 常時雇用する心身障害者の数が一定人以上であり、かつ、常時雇用する労働者に占める割合が1/2以上である事業所(以下の2要件をいずれも満たすもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記により求められる人数が10人以上であること。 (常時雇用する心身障害者数) + (短時間労働者数) + (短時間労働者数 × 1/2) ・ 下記により求められる割合が1/2以上であること {(常時雇用する心身障害者数 × 2) + (常時雇用する心身障害者数) + (短時間労働者数 × 1/2)} ÷ {(常時雇用する労働者数) + (短時間労働者数 × 1/2)} |
| <p>附則33 ⑤</p> | <p>特定農産加工 事業用施設</p> | <p>特定農産加工業経営改善等臨時措置法に規定する特定農産加工業者等が承認計画に従って実施する経営改善措置等に係る事業の用に供する施設</p> | <p>1/4</p> | <p>—</p> | <p>附則16 の2の8 ⑤</p> | <p>附則12 の3 ③</p> | <p>かんきつ果汁、非かんきつ果汁、パインアップル缶詰、こんにゃく粉、トマト加工品、甘しよでん粉、馬鈴しよでん粉、米加工品、麦加工品(パスタを含む)、乳製品、牛肉調整品、豚肉調整品、菓子(チョコレート、キャンデー及びビスケットに限る)、砂糖の製造業に係る施設</p> <p>※令和10年3月31日までに経営改善措置等に関する計画の承認を受けたもの (法人: 計画の承認を受けた日から5年経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで) (個人: 計画の承認を受けた日から5年経過する日以後に最初に終了する年分まで)</p> |
| <p>附則33 ⑥</p> | <p>特定事業所 内保育施設</p> | <p>企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が行う認可外の事業所内保育施設</p> | <p>3/4</p> | <p>3/4</p> | | | <p>平成29年4月1日から令和7年3月31日迄の期間に政府から企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が行う認可外の事業所内保育施設 (法人: 補助開始日の属する事業年度から補助を受けなくなった日以前に終了した事業年度分まで) (個人: 補助開始日の属する年から補助を受けなくなった日の属する年前の年分まで)</p> |